

参議院地方行政委員会會議録第三十五号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)午前十一時七分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 西郷吉之助君
- 委員 愛知 葵一君
- 岩澤 忠恭君
- 石村 幸作君
- 高橋進太郎君
- 若木 勝蔵君
- 原 虎一君
- 林屋龜次郎君

國務大臣

- 國務大臣 岡野 清泰君

政府委員

- 国家地方警察 本部警備部長 柏村 信雄君
- 地方自治庁 財政課長 奥野 誠亮君

事務局側

- 常任委員会専門員 福永與一郎君
- 常任委員会専門員 武井 群剛君

本日の會議に付した事件

○道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件(原會議員の除名問題に関する件)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

本日は道路交通取締法の一部を改正する法律案並びに地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、両案について質疑をいたします。最初に道路交

通取締法の一部を改正する法律案に対する質疑をお願いいたします。

○若木勝蔵君 私はこの法案につきまして二、三の点を質問したいと思ひます。

先ず第一に直接この法案には関係ないことではありますけれども、始終この頃道路を歩いて見て、私の考えておるのは対面交通の問題であります。それが実施されて以来東京都においてもおきましては全くこれは実績が挙つておらないように思ふのであります。

それで何と言いましてもこの問題は長い間の我々の習慣に基くところの大きな問題になつて来るだろうと思ふのであります。その結果対面交通によつて、いわゆる我々の右側交通というふうなことが実施されないのであるのではないかと、こう考えるのであります。

そこで何伺ひたいのは、どうして一体そういうふうな習慣というふうなものがあるのに対面交通をしなければならないなかつたか、こういうふうなことに改正しなければならなかつたか、その根拠について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 只今お話のように左側通行が長い間の習慣でありましたことは事実でございますが、対面交通をいたしましたのは、道路の交通につきましては事故防止という点から考へますと、車馬と人と同じ方向に歩くということとは非常に危険なことが多い、どうしても気がつかず人に車が

けでありまして、やはり歩道のない所におきましては向ひ合つて通行することによつてその危険を防止し得るといふことが、これは理論的にはどうして

も正しいことであると考へたわけでありまして、諸外国の例におきましても、殆んど世界の各国において対面交通をいたしております。従ひまして理論的には対面交通が事故防止のために必要であるといふことはこれは疑いなしのことであると思ふのであります。ただ只今御指摘のように、長い習慣の左側通行をやめて右側通行にしたという

ことのためにこれが徹底をしない、どうしても知らず／＼に従来の左側通行をするという人が多いということが、これは又事実だと思ひます。これはやはり学校その他子供のときからの教育といふものによつて、若い世代については相当徹底が徹底して参つておると思ひますし、又一般の人々の理解を深めるといふ啓蒙宣伝ということが行き届けば、かなり困難なことではあらうかと思ひますが、将来立派に對面交通の実が挙がるのではないかと

いふふうに考へまして、従来の習慣をこの際打破いたしまして、對面交通にしたいといふことなのであります。ただその對面交通の場合に人が左側を通過つておつた、これはそのままにして

おいて、車馬を右にするということが適當ではないかといふことも考へられるのであります。車馬を右を通行させるというところになりますと、いろいろ車馬の通行に対して信号であると

か、或いは駐車施設であるとか、いろいろなものにおいて非常な施設の上に經費を要するわけであります。従ひまして我が国のごとき財政經濟上戰後非常に疲弊いたしております際、又一

挙にこれを行うことが非常に技術的に困難だといふようなことから考へまして、理論的に正しい對面交通はとるが、そうした施設、經費の面で負担が

かからず、教養啓蒙の面において実施が可能であると思へらるるものが最も右側通行といふことにするのが最も適當ではないかといふことで、二十四年の十一月からこれを實施したような次第なのでございます。

○若木勝蔵君 私も欧米における、いわゆる文明国と稱する国においては對面交通をとつておるようなことは聞いておるのでありますけれども、今もお話いたしました通りいわゆる同じく對面交通でも、向うの場合は人が左側を

通り、車馬は右側を通るといふふうで日本と丁度逆になつておる、ここに私は問題があるんじゃないかと思ふのであります。對面交通そのものについて科学的な根拠があるといひましたも、要は長い間左側の習慣を持つておるところの日本人たちに対して、直ちにそれを適用するといふところに無理がある。今お話がありましたけれども、終戦当時から今日まで

に相当年数も経つておるのでありますし、結局これは經費の問題にのみ捉わられて實際の挙がらないところのことを考へておつても問題にならないんじゃないかと私

は思ふのであります。この辺で一つの習慣を是正して、変えて、右側に持つて行くといふことになれば、どこまでもこれを遂行するといふことになれば、私は相當な罰則を設けない限りは

実効が挙がるんじゃないかと思ひます。そういう点から考へまして、今後どこまでもこれを押して行かれる考へであるのか、或いはそういう点について經費の問題で以てこれを解決し、欧米のように對面交通にするというふうな考へであるのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 諸外国の例におきまして、歩行者が左、車馬が右といふ所が多いことは事実でございますが、例えば英米本國とかその屬領等におきましては、車馬が左側、歩行者が右側という方式をやつておるわけでありまして、世界のすべての國が歩行者が左といふことになつておるわけではないのであります。ただ只今御指摘の通り二年半の経験が理想のごとき姿を示していないといふことは、私どもも甚だ遺憾に思ふのであります。これは是非とも一般の啓蒙、殊に若い世代のどちらでも交り得る、強い習慣に馴染んでいない者を教養をし、これらが右側通行といふことに馴れるというこ

とによつて、一般の人もその行き方に自然に従つて行くといふことになるのではないかと考へておられますし、警察といひましたは、従ひまして去る四月の交通安全旬間におき

ましても、特にこの對面交通の趣旨の

徹底と指導を強調いたしましたして、その円滑なる実施に努めておるようなわけでございます。経費の面だけを考慮したと、こういうことでございますが、何分にも金が非常に多くかかるということ、それから施設を一挙に変えるということが非常に困難な点が、歩行者をして右側通行をさせざるを得なかつたという主たる事由になつてゐることは事実なやうなわけでございます。

○若木勝蔵君 そうですね、御意向であれば、結局は今後もどうしてもこれを実施を挙げるように努力するということになるのでありましようけれども、在来のこの二年間のやうなそういう啓蒙宣伝だけでは、到底私は実施が挙がらないと思つてありますけれども、いろいろ方法を用いて、こういうふうにきめて行くのであれば、実施の挙がる方法を研究してもらいたい。そういう点を希望いたしておきます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは岡野国務大臣がお見えになりましたから、道路交通取締法の質疑は次回に譲ります。

ところが本人の訴えによつて、青森県の地裁におきましてはこの実情を調べ、そして除名の効力を停止に決定して、そして議会のほうに通告しておる、これは誠に私は内容から考えまして妥当な措置だと思つておりますけれども、然るに、この裁判所の決定に對しまして、十三日の閣議においては、いづゆる首相の異議の申立を決定しておる。この際、この裁判所の決定を支持するところのいづゆる法務府と、それからこの決定を無効にしようというところの自治庁と対立が行われたように新聞で報道されておるのであります。結局は、この自治庁の主張が通つて、首相の異議申立ということになつたやうであります。そこで私のお尋ねの点は、どういふ根拠を以て、或いは詳細な調査等に基いて妥当であるという立場からこの自治庁として首相の異議申立まで問題を進めて行つたのでありますか、どんな根拠でそれをされたかというその点について……

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申し上げます。先般青森県会におきまして一議員を除名処分いたしましたところ、それに対して、本人から裁判所に訴え出て、そして同時に裁判所がその訴状を受理すると共に、又その申請を受けて執行停止の処分をしたわけでございます。そこで、先ほど法務府と私のほうと対立したというお話がございましたが、これは対立したんではなくて、両方に制度がありますから、それを、片方では執行の処分をし、又私のほうでは異議の申立をしたという意味において閣議にお互い意見が披瀝し合つて、そして結論いたしましたして總理大臣の異議申立をする

ということに決定したわけでありませう。只今仰せにりましたところの点でございますが、私といたしましては、地方自治の最も大切な機関でございます。申しますことは、只今の憲法におきましては、丁度国会が国家の最高機関であるごとく、地方自治行政におきましては、やはり地方議会が一番最高の機関でございます。そこで、その地方の行政の根幹を議決し、そしてこれを執行機関たる市町村長、都道府県知事に執行させると、こういうことになつておりました。地方議会というものが地方自治の運営上最も大切な機関である、こういうことだけが前提でありませう。そこで、我々といはしましては、少くとも自治法の百二十九條にも出ておりますやうに、地方議会の秩序を保持し、即ち地方議会が円満に運営されて行く、こういう意味におきまして、若しその円満なる地方議会の運営が妨げられるという場合には、これは地方自治法に根拠を以て、同時にその議会の議事規則によりまして四つの懲罰、即ち戒告、陳謝、出席停止、又は除名、こういう四段階に分つて、そして懲罰に付することができるといふことになつておるわけでございます。只今仰せのごとく、内容といたしまして、非常に不穏な言葉を使つた、併しあとから取消した。これは除名にもなる筋合のものではないではないかというやうなことが御趣旨の内容でございますが、併し、それがあるために、裁判所が果してその決議といふものが正当であるかどうかといふことを、いづゆる司法権の立場から検討するといふこと

は、これは当然のことでございます。私でもとしては、その司法権の発動として、その除名処分が理由があるかないか、これは取消すべきものであるか、若しくはそうすべきものでないかというやうなことは、挙げて司法権に一任しておるわけでございます。併しながら、今度は自治庁の立場といたしましては、除名処分といふことは極めて重大な内容につきましますけれども、議会の秩序を保つためにできておるところの議事規則によつて、そして最も困難なる三分の二の出席を要し、同時に四分の三の賛成を得てやるというやうに、法的に立派に成立しおるところのその懲罰といふものが、若し裁判所の一つの執行停止によつてこれを抑えられて、而もそれが裁判所の判決といふものが極く短期間になされて結果が出るというやうなものでございませうならば、我々としてもまだ考えようございませうけれども、日本の裁判の状況を過去に顧みますと、これが二年かかることやら、三年かかることやらわかりませう。そこで、議員には或る程度の任期がございませう。又議会の開会にも期限がございませう。そういうふうな、期限を切り、時期を切つておるところの身分上の人に対して、いつきまるかわからないといふやうな判決の副産物として執行停止をして置いておく、そして負けるか勝つかかわらないという不安の状態に置きながら、この決議をむしる無効化することの裁判所の執行停止といふことがあることは、私は最もこれは自治確立上甚だ遺憾の点が多いと、こう考えまして、地方自治の確

立、即ち地方行政が円満に行くといふ意味におきまして、一応執行停止だけは總理大臣が国の最高行政機関の長として異議を唱へる、こういう立場から、私たちとしましては總理大臣の異議を申立てまして、そしてこの執行停止だけを外して議会の秩序を保たしめて行きたい、こういうやうな趣旨から先般のやうな結論になつたわけでございます。

○若木勝蔵君 今の御答弁によりませうと、いづゆる自治の確立の上から、地方議会の自主性というやうなものを自治庁として重んじまして、重んずる立場から、そういう異議の申立をするといふふうには私は受取つたのであります。それは確かに一応の理があるかと思つてあります。併し、それは内容の如何によるのじやないか、むしろ自治庁といたしましては、議会の運営を正しく指導するといふか、或いは協力するといふか、そういうやうな形で成長して行かなければならぬ、そういうやうな立場から、この内容そのものにも十分検討しないで、むしろ多数の暴力、多数決の濫用に陥つておるやうな場合をも、ただ単にそういう抽象論によつてこの裁判権を拒否して行く、異議の申立をして行く、そういうやうなことになりませうれば、却つてあなたの考へておるところの地方自治の確立といふことが逆になつて来るじやないか、私はそう考へる。その一面も一つ十分考へて異議の申立といふやうなことをとらなければならぬ、こういうふうな思ふのであります。今回の場合はどう考へましても、内容から言ひまして、多数決の濫用といふことをむしろ自治庁の方面で支持

しておるかのようには私には見えないのであります。そうして、それに対する十分なるいわゆる権力を持つておるところの司法権に對しても、これをも侵害するよるな形に見えるのであります。その点は如何でありますか。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。先ず第一に、前提といたしまして御了解願つて置きたいことは、日本は法治国でございます。法によつて物事が動いておる政情でございます。そこで私もいたしましては、若しその内容に立入りまして、そうして、それがいいか悪いかということをお分りの多数を以て合法的に議會が決議しておるものを自治庁が介入いたしましたならば、これは私はファシズムである、独裁主義であると思ひます。養成が七、反對が三ある場合に、自治庁が考へまして、反對の三のほうの理由のほうがいいから、それは七の絶対多数の賛成がありまして、それを無視するといふようなことになりまして、政治の根幹としておりますところの主義に反して、又独裁主義を醸成するといふ虞れがある。それからこれくらいなことではやつておるものを多数横暴といふことがお言葉にありましたが、併しこれは多数横暴とか何と申すか、併し私は見方の関係だと思ひます。併しなから結局議會が少くとも合法的に成立してあり、同時にその議員が合法的の手続を踏んで、そして決議したといふものに対して、私は多数横暴といふことは言えないと思ひます。若し多数横暴といふことを言うならば、今日の議會政治といふものは成り立たない、こゝろ考へておられます。それから

司法権の発動に對して總理大臣が異議を申立てる、こゝろいふようなことがございまして、これは併し行政事件訴訟の特例法にちやんとこの場合を予想して法律ができておるわけでありまして、それは一方において裁判所が執行停止をすることができるといふことになり、同時に又總理大臣が国の最高行政官として異議を申立ててよろしいといふことになつておりますから、法律上は裁判所は裁判所の見方によつて一つの処置をし、又行政機關の長たる總理大臣は、行政機關の長たる總理大臣の見解において又異議を申立てることが出来る。こゝろいふような法制上の規定になつておりますから、何れ裁判所に對して行政機關が干渉したと、こゝろいふことに私はならぬと思ひます。

○若木勝藏君 再三に亘つての御答弁を檢討して見ますと、あなたの御意見は非常に形式論に捉はれておる。手続上それは確かにさういふことはあり得るのでありますけれども、さういふ手続上からばかり事を考へて、実際にこれをおろそかにして行つたならば、これはいわゆる議會の権限も或いは首相の権限も濫用する場合は出て来ると同時に、この司法権の立場も非常にこれをうとんとおる。こゝろいふ結果に私は陥るものであらうと思ひます。そこで私は只今形式の如何を問うておるのではない、もつと実体によつて、その結果によつて事を処したならば、自治庁の立場としてこの地方自治の成長に對して協力して行くことができるのではないか、こゝろ考へるのであります。その点について形式論に終つて、こゝろいふ手続がある、それをやつて何ら差支えない、こゝろいふ

ことになつて行きますといふと、将来におきましてもさういふことによつて非常に地方議會政治の実体といふものから離れた形式論によつて多数がほとんど多数の力によつて事を処して行く、こゝろいふようなことが多くでき得るといふことを懸念いたしますので私はその点を質問したのであります。まあそれ以上に言ひましては、さういふもの形式論と私の実体論と食い違ひがあるようです。結局は首相の権限の濫用なり、さういふ方面に陥ることに対しては、十分一つ警戒をいたして、さうして地方自治のために協力してもらいたい、こゝろいふような考へであります。

○原虎一君 これに関連して、今大臣の答弁はよく筋は通つていますが、一つお聞きしなければならぬ点があるものであります。裁判の判決、執行停止に對して異議を總理が申立てるといふ場合に、御説明だと地方の議會が決定した権威を守るためにやつたといふうであります、この場合たまたそれだけですか。その一点でやりになつたのであるか、他に事情があるか、この点を伺ひたい。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。私もさういふことは、議會の秩序を保つことが地方行政を円満に運営して行く一番よい方法である。同時に、若し円満に議會が運営されない場合には非常に困つたことがあるといふようなことが、ちやんと法にも予想されておる、若し地方の議會の秩序を破るようなことがあるならば、自治法に根拠を置き、同時に地方議會に對して規則を作つて、こゝろいふ

ふりにして秩序を保つて行く。こゝろいふことにしては、その秩序を保つ法の発動といたしまして合法的に決議をした。これはもう完全に地方の行政が正當に運営されていると、こゝろ私に思つておる次第であります。それを裁判所の執行停止によつてさういふことをできん。さうすればまあこの場合のことじやございせんが、概括的に申しまして、どんな決議がありまして、その決議といふものを裁判所の執行停止によつて停止するといふことになれば、今後は自治法に予定しておりますところの議會の秩序を保つ條文並びにその議會が作つておきますところの議員規則といふものは、無視されされてしまつて、今後地方の行政といふもの、即ち行政の一番大事な議會の秩序は保てなくて、地方自治は円満に運営されて行かぬ、こゝろいふ虞れをなしますから、その意味だけにおきまして、私は一応は地方の議會が合法的に懲罰することを決定しました場合に、それは懲罰を決定させておきまして、同時にその懲罰がいいか悪いかという問題は、これは先ほども申しました通り訴え出れば、司法権といふものが日本にはございまして、その司法権の発動によりましてそれを取消するなり、無効にするなり、又場合によつてはあとで損害賠償に訴えるなり何なりといふこともできますから、これは司法権の意思に任している次第であります。ただ形體といたしまして、地方の議會が折角円満にやつて行くといふ、それらの秩序を保つべく作られておるところの懲罰の決議といふものを裁判所の執行停止といふ仮処分によつて懲罰事項を死文化する、若しくは実

行できないといふふうになることは地方自治行政上面白くない、こゝろいふ立場から私は異議を申立てさせておいたわけでありまして。

○原虎一君 そこでやはり行政事件訴訟の場合において、裁判所が今言つたように決定をした場合、成るほど大臣の言われまふやうに地方議會の権威を維持するためという考へも一つは大事故でありましようが、裁判所の決定といふこともこれは基本的な人権を守るためには尊重しなければならぬ。さういふたし、まあその比重が五分五分といふやうな問題にいたしました。

裁判所の決定を履行して行つた結果、その地方議會の権威がどんなに乱されるであろうか。事実上どんなに乱されるであろうか。事実上どうなつておるであろうか。これは私に總理大臣の異議申立の重要な基本になると思ひます。青森の場合においては余りにも一人です。青森の場合においては数人を除名して、数人が議員としての職権を裁判確定まで行使するといふことが県の運営に非常に影響を來すといふやうな問題とは違ふのじやないか。全く一人です。それが一人といへども、それは地方議會の運営を乱す場合がないとは私は断言できません。今大臣の言われた理由では余りにも薄弱しやないか。この地方議會の運営を円滑ならしめるために、この一人の議員が裁判所の決定通りに行くか、この点はお説明にならぬ、ただ法規上自治庁としては原議會の権威を維持するために除名したほうを守るのだといふだけにか聞かない。裁判所の決定を履行したならば一体どれだけ地方議

第三部 地方行政委員会會議録第三十五号 昭和二十七年五月二十日

三

別に又今お話のあつたような立場からこれを決定して級地をきめる、ここに私は当然食い違ひが出て来るのではないか、こう考えるのでありますが、その点如何でしようか。

○政府委員(奥野誠亮君) 寒冷度、積雪度によりまして何の種類の経費が割高になるかという問題によつて、寒冷度、積雪度をどういうところで区分するかというふうな問題が違つて来ると思ふのであります。例えば雪が激しい場合には、層根から雪を下さなければならぬ。併しながらそれらの経費の対象をいたしまして、建物がありませぬ場合には、雪下しの経費は不要でありますので、その種の経費につきまして特に割増をして行かなければならぬという事はないと考えられるわけでありませぬ。例えば専ら人件費から成つておりますものにつきまして、特に雪が深いから深さの割合に応じて経費を割高にして行かなければならぬというふうな理窟はすぐには出て参らないと思ふのであります。併しながら学校の校舎の費用というふうなものになつて参りますと、やはり雪が深ければ深いだけ雪下しも何回もしなければなりませんので、それだけ経費は割高にして行かなければならないというふうになつて参ると思ふのであります。で、寒冷地の手当の問題は、これは単に雪下しの費用でありますとか、或いは暖房の費用でありますとかいふようなことにとどまりませぬ、生活費全体がそういう関係で高くなるということでございますので、お話のようにあらゆる角度から調査して行かなければならぬらうと思ふのであります。幸いにして寒冷地手当の問題につきま

しては、寒冷地手当の支給地域の区域というものが、国家公務員について設けられておられますので、それを採用いたしましてもさほどの大きな食い違ひがないのではなからうかというふうな考えをしまして、給與差はこの面を取上げて行く、又寒冷度や積雪度や経費の対象に応じて先ほど申し上げましたような計算によつて割増をして行くというふうな考えをいたして行きます。

○若木勝蔵君 それでは更に伺いたいのでありますが、あなたのほうの平衡交付金の配分の立場から考えて、寒冷度というふうなものと、それから積雪というふうな方面から見まして、どちらに一体重きを置いてこれを決定しておるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 寒冷度も積雪度も全く同等に考えているわけでありませぬ。経費の内容から考えまして寒冷度の影響を受けるもの、例えば燃料費が入つております場合には、寒冷度に応じて燃料費が大きくなるだろうと思ふのであります。必ずしも積雪の量に応じて燃料費というものが多くなつたり少なくなつたりするものではないというふうなことを考へて行きます。

○若木勝蔵君 その点はわかりました。が、全国の測候所によつて一月の平均気温とそれから降雪量を五十年に亘つて観測したものがあつて、この平均に基いて作成された、そうしますと、大体一月の平均気温というふうなものが基準になつて来るようでありませぬが、これはこれにのみよるといふことは、いわゆる十二月頃から四月頃までにおいての温度の差のある地方もあるものであります。却て一月よりも二月になつてから非常に寒くなる、こういうふうな所もあるわけでありませぬ。そのために道路が凍り上つたり、或いは橋梁が凍るために壊れる、こういうふうなことは必ずしも一月と

いうふうなばかりでなしに、或いは四月になつてそういうことが起つて来る地方が多々ある、そういう点から考へまして、これまでの二十年の経験から非常なこの点については是正しなければならぬというふうな実際の状況に基いてお考えになつたことがあるかどうか、この点お伺いします。

○政府委員(奥野誠亮君) 御意見全くその通りでございます。私たちが作業をいたして参りましたことを経過的に申し上げますと、二十五年における寒冷積雪に關する補正係数の採用に當りましては、総合的に一貫して地域を定めたものであります。もとよりそれらの基礎をいたしましては、只今申上げました等温線図或いは等積雪線図というものを総合的に眺み合せてきめたいわけでありませぬ。併しながらお考へて参りますと、やはり給與の面において、或いは雪の面において、或いは寒冷の面において経費が割高になる。対象は違ひじやないかというふうなことから二十六年におきましては、只今まで申上げておりましたように、三つの種類に区分してこれらの補

正係数を定めたわけでございます。併しながら只今お話になりましたように、一月だけで定めたものでは適當ではない、お説の通りなんであります。そういう意味で地方団体からもいろいろ意見があつたわけでありませぬけれども、併しながら個々の地方団体の意見をそのまま採用してよろしいのかどうか、検討のいとまがございませぬ。二十六年度はいたしたわけでありませぬ。併しながらその際に、二十七年

度においては各府県が中央气象台の調査だけでよろしいかどうかということについては、十分な資料を添えて意見を出してもらいたい、その意見が全体の金額に大きな差のないものである場合にはそれを採用したい、かように申しておるわけでありませぬ。で一月だけいたしましたよりは、数カ月の平均をとつたらどうだろうかというふうなことも考へられるわけでありませぬ。現在我々が得ております資料というものは、各地区の等温線図なり等積雪線図があるだけのことでございます。これらの図解だけでは平均を出しようがないわけでありませぬ。それで止むを得ず氣象台とも相談いたしましたして、一月の分だけ行なつておるといふようなことになつておるわけでありませぬ。併しながら機械的に採用いたします結果、若干やばり問題も存しておりますので、二十七年の補正係数をきめます際には、地方団体の意見に基きまして若干補正をして行きたいといふような考へ方持つております。

○若木勝蔵君 それで御研究の跡よくわかりましたが、確かにお考へのように、三つの種類に区分してこれらの補

めるのであります。それで今二十四年度から二十六年度更に二十七年においては相當それらについて研究されておるといふお話がありませぬが、これは大変私にさういふふうには是非進めてもらいたい、こう考へる次第であります。非常にさういふ点におきまして私は地方に不合理な点があるのじやないか、こういうことを考へませぬ。

○委員(西郷吉之助君) それではこの程度で散会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所